

令和元年度「太平洋種にしん」の輸入割当てについて

上記の件について、下記により輸入割当てを行います。

記

【注 意】

- ・ 本輸入割当ては、原則として対外決済を伴う場合を対象としております。本邦から無償で輸出し、委託加工契約により加工した輸入貨物については、「特殊事由による貨物の輸入について」（輸入注意事項55第90号）に基づく申請手続きをしてください。
- ・ 申請書類の提出時に、書類の審査を行いますので、申請内容を十分理解した方が御来省ください。
なお、郵送による申請は原則として認められません。
- ・ 書類審査においては、申請書類を持参する者の本人確認を行いますので、申請書類を持参する方は、別紙様式6に従い作成した書類1通及び本人を確認できる書類（社員証、運転免許証、健康保険証、旅券（パスポート）、年金手帳、個人番号カード等。名刺は不可。）を併せて御用意ください。
なお、申請書類の不備等の場合又は申請者以外の者による申請が判明した場合は失格となりますので、十分御注意ください。
- ・ 保税地域内での水産物輸入割当品目の売買行為は、「輸入割当て枠貸し」防止の観点から、原則として認めていません。（認められる場合については、次のアドレスに掲載されたPDFファイルを御参照ください。）
https://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/boekikanri/download/import/2006/20060714_111_im.pdf

<本輸入発表の商社割当て（実績割当て）について>

申請受付窓口での申請受付日は、令和2年3月16日です。また、電子申請による申請受付日は、令和2年3月13日から3月16日までです。

<先着順割当てを申請する者の資格について>

同一年度の「太平洋種にしん」の輸入発表に基づき輸入割当てを受ける場合、先着順割当ては、新規参入者を対象とした割当方式のため、他の輸入割当てと重複して申請することが出来ません（同一年度の輸入発表に基づき、先着順割当てを受けた者が商社割当て（追加実績割当て）を申請する場合を除く。）。

<対外決済書類及び輸入通関実績に係る一覧表の作成・提出について【協力依頼】>

輸入貨物の通関と対外決済が多数ある場合（主に商社割当て（実績割当て）の申請時）には、輸入承認証の裏面の通関実績と対外決済書類の照合を行うため、任意により対外決済書類に係る一覧表を提出いただいているところですが、審査業務の効率化を図るため、可能な限り定型の様式を御活用いただくようお願いいたします（経済産業省ホームページ「貿易管理」内、「水産物の輸入割当て」のページからダウンロードして御使用ください。）。

また、輸入承認証を複数に分割されている者におかれましては、「参考様式④：IL別・月別輸入通関実績一覧表」の提出をお願いいたします。

なお、各者の従来の様式を使用していただくことも構いませんが、来年度から、上述の

定型の様式を輸入発表における提出書類とすることを検討しておりますので、可能な限り本年度から御協力をお願いいたします。

<輸入承認証の有効期間の適正化について>【重要】

本輸入発表に係る輸入割当証明書に基づき取得した輸入承認証の有効期間は、先着順割当ての場合を除き、原則6か月です。なお、従前のおり、審査基準に照らして特に必要があると認められる場合には6か月を超えない範囲においてその有効期間を延長することができますが、延長できる期間は輸入承認証に切り替えた日から起算して最長で18か月となりますので御留意ください。

https://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/03_import/04_suisan/download/20190225.pdf

<次年度の輸入発表について>

次年度から、商社割当て（実績割当て）の申請資格の要件を改正することを予定しています。詳細については、今後、経済産業省ホームページ「貿易管理」内、「水産物の輸入割当て」のページに掲載します。

<「太平洋種にしん」と「大西洋種にしん」の統合について>

現在にしんの輸入割当は「太平洋種にしん」と「にしん（太平洋種にしんを除く。）」の2品目ありますが、令和2年9月にこれを統合し、「にしん」として輸入発表の公示を予定しています。

https://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/03_import/04_suisan/news/data/nishin_oshirase.pdf

したがって、本輸入発表における輸入割当限度数量は6か月分（通年の1／2）の数量となっております。

また、本輸入発表に基づき商社割当て及び先着順割当てを受けた者にあつては、当該輸入割当てに基づく「太平洋種にしん」の輸入通関実績（消化実績）80％が令和2年9月に公表される統合後の「にしん」の輸入割当て申請の際の申請資格となる予定です。

当該申請資格における上記の通関期限が従前より短くなりますので、1年間の輸入見込みで申請した場合に、上記申請資格に求められる輸入通関実績（消化実績）80％を達成できない恐れがありますので、その点を御留意の上申請してください。

目次

1	輸入割当ての対象範囲及び申請に用いる数量単位	5
2	輸入割当て方式及び輸入割当限度数量	5
3	申請受付期間及び受付場所（電子申請手続の申請受付期間については5を参照のこと。）	5
	（1）商社割当て（実績割当て）	5
	（2）需要者割当て	5
	（3）海外水産開発割当て	5
	（4）先着順割当て	6
4	申請者の資格及び申請手続等	6
	（1）商社割当て（実績割当て）	6
	①－1 商社割当て（実績割当て）の申請受付開始日（令和2年3月16日（電子申請の場合にあっては令和2年3月13日から3月16日まで。）をいう。以下4の（1）において同じ。）に申請を行う者の資格	
	①－2 追加の申請を行う者の資格	
	② 申請書類（電子申請手続の添付書類については5を参照のこと。）	
	③ 割当基準	
	④ その他の注意事項	
	（2）需要者割当て	9
	① 申請者の資格	
	② 申請書類（電子申請手続の添付書類については5を参照のこと。）	
	③ 内示書の交付	
	④ 割当基準	
	⑤ その他の注意事項	
	（3）海外水産開発割当て	10
	① 申請者の資格	
	② 申請書類（電子申請手続の添付書類については5を参照のこと。）	
	③ 認定書の発給	
	④ 割当基準	
	⑤ その他の注意事項	
	（4）先着順割当て	11
	① 申請者の資格	
	② 申請書類	
	③ 割当基準	
	④ その他の注意事項	

5 輸入貿易管理規則第2条の2に規定する電子情報処理組織を使用した電子申請手続（商社割当て（実績割当て）を申請受付開始日（令和2年3月13日から3月16日まで。）に申請する場合、需要者割当て及び海外水産開発割当てを申請する場合に限る。）	13
（1）申請時に必要となる情報	13
（2）申請受付期間	13
（3）添付書類	14
（4）その他	14
6 本輸入発表に関する問合せ先	15
〔別紙参考様式〕 原本証明書	16
〔別紙様式1－①〕（過去に商社割当てを受けた者） 「太平洋種にしん」の輸入割当期別輸入通関実績集計表	17
〔別紙様式1－②〕（過去に先着順割当てを受けた者） 「太平洋種にしん」の輸入割当期別輸入通関実績集計表	18
〔別紙様式2〕 「太平洋種にしん」を自己の名と計算において輸入通関することが確実であることを証する書類	19
〔別紙様式3〕 誓約書	21
〔別紙様式4〕 （商社割当て追加申請用） 「太平洋種にしん」輸入割当消化状況報告書	22
〔別紙様式5〕 「太平洋種にしん」の輸入通関実績報告書	23
〔別紙様式6〕 申請書類を持参する者が申請者（代理者が申請手続を行う場合は代理者）の社員であることを証明する書類	24
〔別紙様式7〕 対外決済を伴う取引であることの誓約書	25
令和元年度「太平洋種にしん」需要者割当て発注限度内示書発給要領	26
〔別紙様式1〕 令和元年度 「太平洋種にしん」需要者割当て配分先計画書	28
〔別紙様式2〕 令和元年度 「太平洋種にしん」需要者割当て発注先別計画量	29
〔別紙様式3〕 輸入通関実績報告書	30
〔別紙様式4〕 累計輸入通関実績報告書	31
〔別紙様式5〕 販売実績報告書	32
令和元年度「太平洋種にしん」海外水産開発割当て認定書発給要領	33
〔別紙様式1〕 令和元年度「太平洋種にしん」海外水産開発割当て認定書発給申請書	36
〔別紙様式2〕 過年度の輸入割当てによる輸入通関実績等の報告	37
〔別紙様式3〕 輸入通関実績報告書	38
〔別紙様式4〕 累計輸入通関実績報告書	39

1 輸入割当ての対象範囲及び申請に用いる数量単位

実行関税率表 の番号等	商 品 名	申請に用いる 数量単位
0301・99-2 03・02 03・03 03・04 03・05	活、生鮮、冷蔵、冷凍、塩蔵、 塩水づけ及び乾燥のにしん並び ににしんのフィッシュミール	キログラム

※ この輸入発表に係る輸入割当証明書により輸入できるにしんは、太平洋種にしん（*C / u p e a p a l l a s i i*）に限る。

2 輸入割当方式及び輸入割当限度数量

輸 入 割 当 方 式	輸入割当限度数量(メトリック・トン)
商社割当て(実績割当て)	14, 120
需要者割当て	9, 250
海外水産開発割当て	16, 500
先着順割当て	6, 130
計	46, 000

3 申請受付期間及び受付場所（電子申請手続の申請受付期間については5を参照のこと。）

(1) 商社割当て(実績割当て)

① 令和2年3月16日の午前10時から午前11時45分まで及び午後1時30分から午後3時まで

受付場所は、経済産業省別館1階101-2各省庁共用会議室

② 追加の申請については、令和2年4月10日から10月9日まで（ただし、行政機関の休日（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項各号に掲げる日をいう。以下同じ。）を除く。）の午前10時から午前11時45分まで（申請受付日ごとに午前10時までに受付場所に到着した申請者は同着とみなし、申請のあった数量を2の割当限度数量に達するまで申請順に割り当てる。詳細は4の（1）の③を確認のこと。）

受付場所は、貿易経済協力局貿易管理部貿易審査課農水産室申請受付窓口：経済産業省本館14階西8

(2) 需要者割当て

令和2年3月16日及び3月17日から6月15日までの毎週火曜日及び木曜日（ただし、行政機関の休日を除く。）の午前10時から午前11時45分まで

令和2年3月16日に限り、受付時間は午前10時から午前11時45分まで及び午後1時30分から午後3時まで

受付場所は、経済産業省別館1階101-2各省庁共用会議室

なお、令和2年3月17日以降の受付場所は、貿易経済協力局貿易管理部貿易審査課農水産室申請受付窓口：経済産業省本館14階西8

(3) 海外水産開発割当て

令和2年4月22日から10月21日までの毎週火曜日及び木曜日（ただし、行政機関の休日を除く。）の午前10時から午前11時45分まで

受付場所は、貿易経済協力局貿易管理部貿易審査課農水産室申請受付窓口：経済産業省本館14階西8

(4) 先着順割当て

令和2年3月16日から10月16日まで（ただし、行政機関の休日を除く。）の午前10時から午前11時45分まで（申請受付日ごとに午前10時までに受付場所に到達した申請者は同着とみなし、申請のあった数量を2の割当て限度数量に達するまで申請順に割り当てる。詳細は4の（4）の③を確認のこと。）

令和2年3月16日に限り、受付時間は午前10時から午前11時45分まで及び午後1時30分から午後3時まで。受付場所は、経済産業省別館1階101－2各省庁共用会議室

なお、令和2年3月17日以降の受付場所は、貿易経済協力局貿易管理部貿易審査課農水産室申請受付窓口：経済産業省本館14階西8

4 申請者の資格及び申請手続等

(1) 商社割当て（実績割当て）

- ①－1 商社割当て（実績割当て）の申請受付開始日（令和2年3月16日（電子申請の場合にあっては令和2年3月13日から3月16日まで。）をいう。以下4の（1）において同じ。）に申請を行う者の資格

過去の「太平洋種にしん」の輸入発表に基づき商社割当て（実績割当て）を受けた者であって以下ア及びイの要件を満たす者、又は平成30年度「太平洋種にしん」の輸入発表（平成31年2月28日付け輸入発表第20号をいう。以下同じ。）に基づき先着順割当てを受けた者であって以下イ及びウの要件を満たす者（4の（4）に基づき、先着順割当てを受けた者を除く。）

ア 過去の「太平洋種にしん」の輸入発表に基づき商社割当て（実績割当て）を受けた者にあつては、当該輸入割当てにより、平成31年2月1日から令和2年1月31日までの期間に太平洋種にしんを自己の名と計算において輸入通関した実績を有する者であつて、太平洋種にしんを自己の名と計算において輸入通関することが確実であると認められること（自己の名で貨物の荷受け、税関輸入申告、代金の対外決済等が行われていること及び行われること。なお、ここでいう輸入通関した実績とは、原則として、当該期間に輸入通関した太平洋種にしん全量について、4の（1）の②のアの(b)及び(g)又は5の（3）の①の(a)及び(e)の書類によって証明されたものをいう。）

イ 平成29年度「太平洋種にしん」の輸入発表（平成30年3月8日付け輸入発表第21号をいう。以下同じ。）に基づき商社割当て（実績割当て）を受けた者にあつては、当該輸入割当てを受けた日から令和2年1月31日までの太平洋種にしんの輸入通関実績（消化実績）が当該輸入割当て数量の80%以上（2回以上輸入割当てを受けた者にあつては、各々の輸入割当て数量の80%以上。）であること（消化実績が80%未満の場合であつて、自然災害（不漁を除く。）などの申請者の責によらない合理的な理由があると認められる場合は、この限りではない。）

ウ 平成30年度「太平洋種にしん」の輸入発表に基づき先着順割当てを受けた者にあつては、申請日前日までの輸入通関実績（消化実績）が当該輸入割当て数量の80%以上（2回以上輸入割当てを受けた者にあつては、各々の輸入割当て数量の80%以上。）である者（消化実績が80%未満の場合であつて、自然災害（不漁を除く。）などの申請者の責によらない合理的な理由があると認められる場合は、この限りではない。）であつて、太平洋種にしんを自己の名と計算において輸入通関することが確実であると認められること（自己の名で貨物の荷受け、税関輸入申告、代金の対外決済等が行われていること及び行われること。なお、ここでいう輸入通関した実績とは、原則として、当該輸入割当てにより申請日の前日までに輸入通関した太平洋種にしん全量について、4の（1）の②のアの(c)及び(h)又は5の（3）の①の(b)及び(f)によって証明されたものをいう。）

- ①－2 追加の申請を行う者の資格

本輸入発表に基づき、商社割当て（実績割当て）又は先着順割当てを受けている者であつて、以下いずれかの要件を満たしている者

- ア 申請受付開始日に商社割当て（実績割当て）の申請を行い当該輸入割当てを受けていること（本輸入発表に基づき先着順割当てを受け、かつ、本輸入発表に基づき1回目の商社割当て（実績割当て）を受けた者を含む。）
- イ 本輸入発表に基づき既に商社割当て（実績割当て）の追加割当てを受けている者（2回以上商社割当て（実績割当て）を受けている者）にあつては、追加割当てに係る輸入通関実績（消化実績）が当該輸入割当て数量の80%以上であること
- ウ 本輸入発表に基づき先着順割当てを受けた者にあつては、申請日前日までの輸入通関実績（消化実績）が当該輸入割当て数量の80%以上（2回以上輸入割当てを受けた者にあつては、各々の輸入割当て数量の80%以上。）である者であつて、太平洋種にしんを自己の名と計算において輸入通関することが確実であると認められること（自己の名で貨物の荷受け、税関輸入申告、代金の対外決済等が行われていること。なお、ここでいう輸入通関実績とは、原則として、当該輸入割当てにより申請日の前日までに輸入通関した太平洋種にしん全量について、4の（1）の②のイの(b)及び(f)によって証明されたものをいう。）

② 申請書類（電子申請手続の添付書類については5を参照のこと。）

- ア 本輸入発表に基づき申請受付開始日の商社割当て（実績割当て）を申請する場合（4の（1）の①－1の資格により商社割当て（実績割当て）を申請する場合）
 - (a) 輸入割当て申請書（2通）
 - (b) 4の（1）の①－1のアに示す輸入通関した太平洋種にしん全量の実績を証する輸入承認証の写し及びこれに係る原本証明書（別紙参考様式）
 - (c) 平成29年度「太平洋種にしん」の輸入発表に基づき商社割当て（実績割当て）を受けた者及び平成30年度「太平洋種にしん」の輸入発表に基づき先着順割当てを受けた者にあつては、当該年度の輸入承認証の写し及びこれに係る原本証明書（別紙参考様式）並びに輸入割当て証明書の写し
 - (d) 輸入割当期別輸入通関実績集計表（別紙様式1－①及び別紙様式1－②）
 - (e) 自己の名と計算において輸入通関することが確実であることを証する書類（別紙様式2）及びこれに係る添付書類
 - (f) 申請書類を持参する者が申請者（代理者が申請手続を行う場合は代理者）の社員であることを証明する書類（別紙様式6）
 - (g) 4の（1）の①－1のアの要件を満たす者にあつては、対外決済を伴う取引であることの誓約書（別紙様式7）
 - (h) 4の（1）の①－1のウの要件を満たす者にあつては、4の（1）の①－1のウに係る輸入通関実績報告書及び代金の対外決済の事実を証する書類の写し（支払人、受取人（国名又は地域名を含む。）、支払先銀行（国名又は地域名を含む。）及び金額が確認できるもの。また、輸入承認証の裏面に記載された税関申告番号との照会が可能となるよう、対応する輸入承認証の承認番号、送状金額及び税関の輸入許可日等を余白に明記すること。）
（ただし、既に提出済みの場合は不要。）
 - (i) 代理者が申請手続を行う場合は委任状
 - (j) その他審査に必要と認められる書類

イ 本輸入発表に基づき先着順割当てを受けた者が、1回目の商社割当て（実績割当て）を申請する場合

- （4の（1）の①－2のウの資格により追加の商社割当て（実績割当て）を申請する場合）
 - (a) 輸入割当て申請書（2通）
 - (b) 4の（1）の①－2のウに係る輸入承認証の写し及びこれに係る原本証明書（別紙参考様式）並びに輸入割当て証明書の写し
 - (c) 輸入割当期別輸入通関実績集計表（別紙様式1－②）
 - (d) 自己の名と計算において輸入通関することが確実であることを証する書類（別紙様式2）及びこれに係る添付書類
 - (e) 申請書類を持参する者が申請者（代理者が申請手続を行う場合は代理者）の社員であ

ることを証明する書類（別紙様式6）

- (f) 4の(1)の①-2のウに係る輸入通関実績報告書（別紙様式5）及び代金の対外決済の事実を証する書類の写し（支払人、受取人（国名又は地域名を含む。）、支払先銀行（国名又は地域名を含む。）及び金額が確認できるもの。また、輸入承認証の裏面に記載された税関申告番号との照合が可能となるよう、対応する輸入承認証の承認番号、送状金額及び税関の輸入許可日等を余白に明記すること。）
（ただし、既に提出済みの場合は不要。）
- (g) 代理者が申請手続を行う場合は委任状
- (h) その他審査に必要と認められる書類

ウ 本輸入発表に基づき2回目の商社割当て（実績割当て）を申請する場合

（4の(1)の①-2のアの資格により追加の商社割当て（実績割当て）を申請する場合）

- (a) 輸入割当申請書（2通）
- (b) 4の(1)の①-2のアに示す輸入割当証明書の写し
- (c) 自己の名と計算において輸入通関することが確実であることを証する書類（別紙様式2）及びこれに係る添付書類
- (d) 申請書類を持参する者が申請者（代理者が申請手続を行う場合は代理者）の社員であることを証明する書類（別紙様式6）
- (e) 代理者が申請手続を行う場合は委任状
- (f) その他審査に必要と認められる書類

エ 本輸入発表に基づき、既に商社割当て（実績割当て）の追加割当てを受けた者（2回以上商社割当て（実績割当て）を受けた者）が、更に、追加の商社割当て（実績割当て）を申請する場合

（4の(1)の①-2のイの資格により追加の商社割当て（実績割当て）を申請する場合）

- (a) 輸入割当申請書（2通）
- (b) 4の(1)の①-2のイに示す輸入通関した実績を証する輸入承認証の写し及びこれに係る原本証明書（別紙参考様式）並びに輸入割当証明書の写し
- (c) 自己の名と計算において輸入通関することが確実であることを証する書類（別紙様式2）及びこれに係る添付書類
- (d) 輸入割当消化状況報告書（別紙様式4（商社割当て追加申請用））
- (e) 申請書類を持参する者が申請者（代理者が申請手続を行う場合は代理者）の社員であることを証明する書類（別紙様式6）
- (f) 代理者が申請手続を行う場合は委任状
- (g) その他審査に必要と認められる書類

（注1）上記提出のあった輸入承認証の写しについては、必要に応じて原本の提出を求めることがある。

（注2）自己の名と計算において輸入通関した実績に係る代金の対外決済の事実を証する書類の写し（支払人、受取人（国名又は地域名を含む。）、支払先銀行（国名又は地域名を含む。）及び金額が確認できるもの。）は提出する必要がない。ただし、4の(1)の③のアのただし書きに該当する場合は提出の必要が生じる。その場合、当該対外決済書類の写しの提出について申請受付日の翌日以降に、経済産業省ホームページ「貿易管理」内、「水産物の輸入割当て」のページに掲載するので、掲載日の翌日から起算して2営業日以内に当該対外決済書類の写しを提出すること。また、その他、後日必要に応じて確認する場合があるので、引き続き、関係書類の適切な管理を行うこと。

③ 割当基準

ア 申請受付開始日に申請する者にあつては、2の輸入割当限度数量を4の(1)の②のア又は5の(3)の①により提出された4の(1)の①-1のアに示す期間に係る太平洋種にしんの輸入通関実績及び4の(1)の①-1のウに示す太平洋種にしんの輸入通関実績の範囲

内で、申請のあった数量を割り当てる。ただし、当該輸入割当数量の総計が輸入割当限度数量を超える場合には、2の輸入割当限度数量を当該輸入通関実績に応じ、あん分して得た数量の範囲内で、申請のあった数量を割り当てる。

- イ アの結果、輸入割当数量の総計が輸入割当限度数量を下回った場合、アにより商社割当て（実績割当て）を受けた者又は4の（4）により先着順割当てを受けた者を対象とし、追加の申請を受け付ける。1申請者1回当たりの割当数量は1,000トンを限度とし、申請のあった数量を2の輸入割当限度数量に達するまで申請順に割り当てる。ただし、申請受付日ごとに午前10時までに受付場所に到着した申請者は同着とみなし、輸入割当申請数量の総計が輸入割当限度数量を超える場合には、抽選により順位を決定し、上位の者から輸入割当限度数量に達するまで輸入割当てを行う。

なお、申請書類の不備等により失格となった場合には、申請順位が次順位の有資格者に輸入割当てを行う。

また、追加の申請受付開始日（令和2年4月10日）に限り、書類審査を受けることができる者を限定することがある。

④ その他の注意事項

- ア 本輸入発表に基づき商社割当て（実績割当て）若しくは先着順割当てを申請している法人又は個人（既に割当てを取得した者を含む。）と支配関係にある法人又は個人が商社割当てを申請した場合は、申請者に割当てを公平に行う観点から、同一の法人又は個人からの重複申請であるとみなし、割当てを行わない（申請している支配関係にある法人又は個人の全てに対して割当てを行わないことがある。）。（ただし、商社割当て（実績割当て）を申請している法人又は個人が、申請受付日から9か月以内（合理的な理由があると認められる場合はこの限りではない。）に合併する等の理由により、当該輸入割当てを申請している他の法人又は個人と一時的に「支配関係」となる場合を除く。）

なお、本輸入発表において「支配関係」とは、「発行済株式総数若しくは出資総額の2分の1超を直接若しくは間接に保有又は出資する関係」、「役員総数の2分の1超を他の申請者の役員又は職員が兼ねる関係」、「同一の法人又は個人に直接若しくは間接に支配される関係」及び「これら関係と同視し得る関係があると認められる関係」をいう。

- イ 本輸入発表に係る輸入割当証明書と当該証明書に基づき取得した輸入承認証の有効期間は各々原則6か月である。

- ウ 委任状による代理者の申請手続は可能である。ただし、商社割当て（実績割当て）の追加申請の場合、1人の代理者が複数の申請を取りまとめて行うことは認めていないため、他の申請者の代理者となっていない本人又は代理者が申請する必要がある。

- エ 本輸入発表に基づき輸入割当てを受けた者は、輸入の有無にかかわらず、輸入割当てを受けた日の属する月の翌月から毎月10日までに輸入通関実績報告書（別紙様式5）を貿易経済協力局貿易管理部貿易審査課農水産室へ提出しなければならない。

- オ 輸入通関実績報告書の提出を行わなかったときは、次年度の輸入割当てを行わないことがある。

- カ 本輸入発表に基づき輸入割当てを受けた者については、割当て後に氏名（会社名）、住所及び輸入割当数量を公表する。

また、当該輸入割当てに対する輸入通関実績（消化実績）についても、別途公表する。

（2）需要者割当て

① 申請者の資格

水産庁長官が別途定める要領に基づく発注限度内示書（以下「内示書」という。）の発給を受けた者から発注を受けた者（4の（4）に基づき、先着順割当てを受けた者を除く。）

② 申請書類（電子申請手続の添付書類については5を参照のこと。）

（a）輸入割当申請書（2通）

- (b) 内示書に基づく発注書の原本及びその写し
- (c) 申請書類を持参する者が申請者（代理者が申請手続を行う場合は代理者）の社員であることを証明する書類（別紙様式6）
- (d) 代理者が申請手続を行う場合は委任状
- (e) その他審査に必要と認められる書類

（注）上記提出のあった書類の「原本」は、確認後直ちに返却する。

③ 内示書の交付

令和2年2月28日付け元水漁第1292号「令和元年度「太平洋種にしん」需要者割当て発注限度内示書発給要領」に定めるところによる。

④ 割当基準

4の（2）の②又は5の（3）の②により提出された内示書に基づく発注書に記載された数量の範囲内で申請のあった数量を割り当てる。

⑤ その他の注意事項

ア 2以上の団体から発注を受けた申請者は、発注書に記載された数量をまとめて、1申請で提出しなければならない。

イ 本輸入発表に係る輸入割当証明書と当該証明書に基づき取得した輸入承認証の有効期間は各々原則6か月である。

ウ 本輸入発表に基づき輸入割当てを受けた者は、輸入の有無にかかわらず、毎年1月、4月、7月及び10月の各月15日までに、前3か月分の輸入通関実績を、内示書の発給を受けた者に報告しなければならない。また、輸入通関実績がある場合、当該輸入通関実績に係る輸入承認証の写しを併せて内示書の発給を受けた者に提出すること。なお、当該報告の内容については、オに記載する公表のため、水産庁から貿易経済協力局貿易管理部貿易審査課農水産室に提供される。

エ 輸入通関実績報告書等の提出を行わなかったときは、次年度の輸入割当てを行わないことがある。

オ 本輸入発表に基づき輸入割当てを受けた者については、割当て後に氏名（会社名）、住所及び輸入割当数量を公表する。

また、当該輸入割当てに対する輸入通関実績（消化実績）についても、別途公表する。

（3）海外水産開発割当て

① 申請者の資格

水産庁長官が別途定める要領に基づく認定書の発給を受けた者（4の（4）に基づき、先着順割当てを受けた者を除く。）

② 申請書類（電子申請手続の添付書類については5を参照のこと。）

- (a) 輸入割当申請書（2通）
- (b) 水産庁長官から認められたことを証する書類の原本及びその写し
- (c) 申請書類を持参する者が申請者（代理者が申請手続を行う場合は代理者）の社員であることを証明する書類（別紙様式6）
- (d) 代理者が申請手続を行う場合は委任状
- (e) その他審査に必要と認められる書類

（注）上記提出のあった書類の「原本」は、確認後直ちに返却する。

③ 認定書の発給

令和2年2月28日付け元水漁第1292号「令和元年度「太平洋種にしん」海外水産開発

割当て認定書発給要領」に定めるところによる。

④ 割当基準

4の(3)の②又は5の(3)の③により提出された水産庁長官から認められたことを証する書類に記載された数量の範囲内で申請のあった数量を割り当てる。

⑤ その他の注意事項

ア 本輸入発表に係る輸入割当て証明書と当該証明書に基づき取得した輸入承認証の有効期間は各々原則6か月である。

イ 本輸入発表に基づき輸入割当てを受けた者は、「令和元年度「太平洋種にしん」海外水産開発割当て認定書発給要領」に基づき、輸入の有無にかかわらず、毎年1月、4月、7月及び10月の各月15日までに、前3か月分の輸入通関実績を、水産庁に提出しなければならない。また、輸入通関実績がある場合、当該輸入通関実績に係る輸入承認証の写しを併せて提出すること。なお、当該報告書の内容については、エに記載する公表のため、水産庁から貿易経済協力局貿易管理部貿易審査課農水産室に提供される。

ウ 輸入通関実績報告書の提出を行わなかったときは、次年度の輸入割当てを行わないことがある。

エ 本輸入発表に基づき輸入割当てを受けた者については、割当て後に氏名(会社名)、住所及び輸入割当数量を公表する。

また、当該輸入割当てに対する輸入通関実績(消化実績)についても、別途公表する。

(4) 先着順割当て

① 申請者の資格

4の(1)の①-1、(2)又は(3)のいずれかに基づき輸入割当てを受けた者を除き、次の全ての要件を満たす者

ア 太平洋種にしんの輸入契約を締結した者であって、当該輸入契約に基づき自己の名と計算において輸入通関することが確実であると認められること(自己の名で貨物の荷受け、税関輸入申告、代金の対外決済等が行われていること及び行われること。)

イ 平成30年度「太平洋種にしん」の輸入発表に基づき先着順割当てを受けた者にあつては、申請日前日までの輸入通関実績(消化実績)が当該輸入割当数量の80%以上(2回以上輸入割当てを受けた者にあつては、各々の輸入割当数量の80%以上。)であること(消化実績が80%未満の場合であつて、自然災害(不漁を除く。)などの申請者の責によらない合理的な理由があると認められる場合は、この限りではない。)

② 申請書類

(a) 輸入割当申請書(2通)

(b) 申請に係る輸入契約書(契約年月日、契約当事者、対象貨物、数量、金額、原産地、船積地及び船積予定日が明記されているもの。ただし、ファックスは認めない。)の原本及びその写し

(c) 誓約書(別紙様式3)

(d) 申請に係る太平洋種にしんのインボイス又は船荷証券(B/L)の写し

(e) 自己の名と計算において輸入通関することが確実であることを証する書類(別紙様式2)及びこれに係る添付書類

(f) 申請書類を持参する者が申請者(代理者が申請手続を行う場合は代理者)の社員であることを証明する書類(別紙様式6)

(g) 代理者が申請手続を行う場合は委任状

(h) その他審査に必要と認められる書類

(注1) 以上に掲げる書類の提出がない場合は、当該先着順割当てを行わないことがある。

(注2) 上記提出のあった書類の「原本」は、確認後直ちに返却する。

③ 割当基準

契約数量の範囲内で申請のあった数量（インボイス又は船荷証券（B/L）の写しにより確認できた数量に限る。）を2の輸入割当限度数量に達するまで申請順に割り当てる（申請に係る輸入契約書に基づき、既に契約数量の一部について輸入割当てを受けている場合には、当該契約数量から既輸入割当て分を除いた数量の範囲内で割り当てる。）。

ただし、申請受付日ごとに午前10時までに受付場所に到着した申請者は同着とみなし、輸入割当申請数量の総計が輸入割当限度数量を超える場合には、抽選により順位を決定し、上位の者から輸入割当限度数量に達するまで輸入割当てを行う。

なお、申請書類の不備等により失格となった場合には、申請順位が次順位の有資格者に輸入割当てを行う。

また、先着順割当ての申請受付開始日（令和2年3月16日）に限り、書類審査を受けることができる者を限定することがある。

④ その他の注意事項

ア 本輸入発表に基づき輸入割当てを受けた者は、輸入割当てを受けた日から3か月以内に輸入通関しなければならない。

イ 先着順割当ては、申請時に提出された輸入契約書の内容に基づき輸入割当証明書を交付するものである。

このため、提出した輸入契約書の内容が変更された場合は、変更後の契約書の原本及びその写しを輸入通関前に貿易経済協力局貿易管理部貿易審査課農水産室へ提出し、確認を受けた上で、変更の内容に応じて輸入承認証等の内容変更の申請手続等を行わなければならない。

ただし、提出した輸入契約書に記載された契約相手方とは異なる者と交わした輸入契約は、合理的な理由がある場合を除き、変更契約とは認められない。

また、申請時に提出した輸入契約書又は変更の確認を受けた輸入契約書とは別の契約による輸入通関が判明した場合、当該輸入通関分については、本輸入発表に基づく輸入割当てに関する輸入通関実績とは認められない。

ウ アに示す期間に当該輸入割当証明書のⅡに記載された数量の全部又は一部を輸入通関しなかった場合は、輸入承認証の有効期間満了日から10日以内に当該輸入割当証明書の原本、輸入承認証の写し及びその理由を記載した書面（不使用報告書）を貿易経済協力局貿易管理部貿易審査課農水産室へ提出する必要がある。

なお、輸入通関実績（消化実績）が輸入割当数量の80%未満（2回以上輸入割当てを受けた者にあつては、いずれかの輸入通関実績（消化実績）が輸入割当数量の80%未満。）の場合であつて、自然災害（不漁を除く。）などの申請者の責によらない合理的な理由がないと認められるときには、次年度の先着順割当ては受けられない。

エ 委任状による代理者の申請手続は可能である。ただし、この場合、1人の代理者が複数の申請を取りまとめることは認めていないため、他の申請者の代理者となっていない本人又は代理者が申請する必要がある。

オ 本輸入発表に基づき商社割当て若しくは先着順割当てを申請している法人又は個人（既に割当てを取得した者を含む。）と支配関係にある法人又は個人が先着順割当てを申請した場合は、申請者に割当てを公平に行う観点から、同一の法人又は個人からの重複申請であるとみなし、割当てを行わない（申請している支配関係にある法人又は個人の全てに対して割当てを行わないことがある。）。

なお、本輸入発表において「支配関係」とは、「発行済株式総数若しくは出資総額の2分の1超を直接若しくは間接に保有又は出資する関係」、「役員総数の2分の1超を他の申請者の役員又は職員が兼ねる関係」、「同一の法人又は個人に直接若しくは間接に支配される関係」及び「これら関係と同視し得る関係があると認められる関係」をいう。

カ 本輸入発表に基づき輸入割当てを受けた者は、各月の輸入の有無にかかわらず、輸入割当てを受けた日の属する月の翌月から毎月10日までに輸入通関実績報告書（別紙様式5）を貿易経済協力局貿易管理部貿易審査課農水産室へ提出しなければならない。

なお、輸入通関の実績がある場合は、当該輸入通関実績に係る輸入承認証の写し及び代金の対外決済の事実を証する書類の写し（支払人、受取人（国名又は地域名を含む。）、支払

先銀行（国名又は地域名を含む。）及び金額が確認できるもの。また、輸入承認証の裏面に記載された税関申告番号との照合が可能となるよう、対応する輸入承認証の承認番号、送状金額及び税関の輸入許可日等を余白に明記すること。）を併せて提出する。

キ 輸入通関実績報告書及び添付書類の提出を行わなかったときは、次年度の輸入割当てを行わないことがある。

ク 本輸入発表に基づき輸入割当てを受けた者については、割当て後に氏名（会社名）、住所及び輸入割当数量を公表する。

また、当該輸入割当てに対する輸入通関実績（消化実績）についても、別途公表する。

5 輸入貿易管理規則第2条の2に規定する電子情報処理組織を使用した電子申請手続（商社割当て（実績割当て）を申請受付開始日（令和2年3月13日から3月16日まで）に申請する場合、需要者割当て及び海外水産開発割当てを申請する場合に限る。）

電子申請を行う場合には、輸入貿易管理規則（昭和24年通商産業省令第77号。以下「輸入規則」という。）の規定による「電子情報処理組織を使用して行う特定手続等の運用について」（平成12年3月31日付け平成12・03・17貿局第4号・輸出注意事項12第15号・輸入注意事項12第8号。以下「運用通達」という。）及び「電子情報処理組織を使用して行う特定手続等に係る申請項目について」（平成22年2月16日付け平成22・02・04貿局第2号・輸出注意事項22第4号・輸入注意事項22第5号）の規定を準用すること。

なお、この場合においては、以下に注意すること。

（1）申請時に必要となる情報

① 品目コード

PH

② 申請受付窓口及び申請部署コード

貿易経済協力局貿易管理部貿易審査課農水産室 SAE

（2）申請受付期間

① 商社割当て（実績割当て）

令和2年3月13日から3月16日まで

（注）令和2年3月13日の午前0時から3月16日の午後3時30分までに経済産業省に申請データが到着したものを、申請受付期間内に申請されたものとする。

② 需要者割当て

令和2年3月16日から6月15日まで

③ 海外水産開発割当て

令和2年4月22日から10月21日まで

（注1）申請データの経済産業省への到着が平日の午後3時30分を過ぎた場合は、その日の申請とはみなさず、翌営業日から申請データの確認を行うものとする。

（注2）申請受付最終日の午後3時30分までに経済産業省に申請データが到着したものを、申請受付期間内に申請されたものとする。

(3) 添付書類

① 商社割当て（実績割当て）を申請する場合

- (a) 4の(1)の①-1のアに示す輸入通関した実績を証する輸入承認証の写し及びこれに係る原本証明書（別紙参考様式）（電子申請により交付された輸入承認証に係る原本証明書は不要。）
- (b) 平成29年度「太平洋種にしん」の輸入発表に基づき商社割当て（実績割当て）を受けた者及び平成30年度「太平洋種にしん」の輸入発表に基づき先着順割当てを受けた者にあつては、当該年度の輸入承認証の写し及びこれに係る原本証明書（別紙参考様式）（電子申請により交付された輸入承認証に係る原本証明書は不要。）並びに当該年度の輸入割当証明書の写し
- (c) 輸入割当期別輸入通関実績集計表（別紙様式1-①）
- (d) 自己の名と計算において輸入通関することが確実であることを証する書類（別紙様式2）及びこれに係る添付書類
- (e) 4の(1)の①-1のアの要件を満たす者にあつては、対外決済を伴う取引であることの誓約書（別紙様式7）
- (f) 4の(1)の①-1のウの要件を満たす者にあつては、4の(1)の①-1のウに係る輸入通関実績報告書及び代金の対外決済の事実を証する書類の写し（支払人、受取人（国名又は地域名を含む。）、支払先銀行（国名又は地域名を含む。）及び金額が確認できるもの。また、輸入承認証の裏面に記載された税関申告番号との照会が可能となるよう、対応する輸入承認証の承認番号、送状金額及び税関の輸入許可日等を余白に明記すること。）（ただし、既に提出済みの場合は不要。）
- (g) その他審査に必要と認められる書類

② 需要者割当てを申請する場合

- (a) 内示書に基づく発注書及びこれに係る原本証明書（別紙参考様式）
- (b) その他審査に必要と認められる書類

③ 海外水産開発割当てを申請する場合

- (a) 水産庁長官から認められたことを証する書類及びこれに係る原本証明書（別紙参考様式）
- (b) その他審査に必要と認められる書類

④ 輸入規則別表第2で定める輸入割当証明書の交付を希望する場合には、運用通達に規定する交付依頼書（様式自由）

（注）添付書類等については、申請受付窓口を持参又は郵送で提出することができる。

(4) その他

新たに電子申請を行うことを希望する者は、「特定手続等に係る申請者の届出について」（平成12年3月23日付け平成12・03・15貿局第2号・輸出注意事項12第12号・輸入注意事項12第7号）に従い、輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社からNACCS利用者IDを取得した上で、次の窓口に必要な届出を行うこと。

<電子申請届出受付窓口>

貿易経済協力局貿易管理部貿易管理課 電子化・効率化推進室

〒100-8901

東京都千代田区霞が関1丁目3番1号

e-mail: qqfcbj@meti.go.jp

ホームページ

https://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/05_naccs/naccs.html

6 本輸入発表に関する問合せ先

貿易経済協力局貿易管理部貿易審査課農水産室（水産班）

〒100-8901

東京都千代田区霞が関1丁目3番1号

電話 03（3501）0532

電話対応時間

9：30～17：00（12：00～13：00を除く。）

（ただし、行政機関の休日を除く。）

ホームページ

https://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/03_import/04_suisan/importquota.html

〔別紙参考様式〕

令和 年 月 日

原本証明書

経済産業大臣 殿

申請者名

記名押印

又は署名

資 格

令和2年2月28日付け輸入発表第20号に基づく、「太平洋種にしん」の輸入割当ての申請に係る提出書類のうち、以下の書類の写しについては、私（当社）が保有する原本と相違ないことを証明します。

また、当該原本を当社で保管し、依頼に応じて速やかに提出することを誓います。

書類名及び書類番号等

〔別紙様式 1－①〕（過去に商社割当てを受けた者）

「太平洋種にしん」の輸入割当期別輸入通関実績集計表

住 所
会 社 名

（令和 年 月 日現在）

単位：k g

区 分		年 度 別	平 成 2 9 年 度	平 成 3 0 年 度	合 計
① 輸入割当年月日					
② 輸入割当証明書番号					
③ 輸入割当数量					
④ 輸入承認数量					
⑤ 平成31年1月31日までの輸入通関実績累計					
輸 入 通 関 実 績	平成31年	2月分			
		3月分			
		4月分			
	令和元年	5月分			
		6月分			
		7月分			
		8月分			
		9月分			
		10月分			
		11月分			
		12月分			
	令和2年	1月分			
⑥ 合計（平成31年2月～令和2年1月）					
⑦ 輸入通関実績総計（⑤＋⑥）					
⑧ 輸入消化率（⑦÷③＝％）					

（注） 1 平成28年度以前の「太平洋種にしん」の輸入発表に基づく商社割当てにより⑥の期間に輸入通関があった場合は、年度別欄に該当する年度を追加の上、輸入通関実績を記入すること。

2 用紙は、A列4番横長とすること。

〔別紙様式 1－②〕（過去に先着順割当てを受けた者）

「太平洋種にしん」の輸入割当期別輸入通関実績集計表

住 所
会 社 名

（令和 年 月 日現在）

単位：k g

区 分		年 度 別	平 成 3 0 年 度 （先着順割当て）	令 和 元 年 度 （先着順割当て）
① 輸入割当年月日				
② 輸入割当証明書番号				
③ 輸入割当数量				
④ 輸入承認数量				
輸 入 通 関 実 績	平成 3 1 年	4 月分		
	令和元年	5 月分		
		6 月分		
		7 月分		
		8 月分		
		9 月分		
		1 0 月分		
		1 1 月分		
		1 2 月分		
	令和 2 年	1 月分		
		2 月分		
		3 月分		
		4 月分		
		5 月分		
		6 月分		
		7 月分		
		：		
	④ 合計	（平成 3 1 年 4 月～ 令和 年 月）		
⑥ 輸入消化率（⑤÷③＝％）				

（注）用紙は、A 列 4 番横長とする。

〔別紙様式 2〕

「太平洋種にしん」を自己の名と計算において輸入通関することが確実であることを証する書類

項 目	太平洋種にしん			
(1) 社 名				
(2) 登記簿上の住所 〔ビル名・階数明記〕				
(3) 実際の営業場所 (同上)				
(4) 電 話 番 号				
(5) 代 表 者	氏 名	専従、非専従 の別	非専従の場合 兼職先の名称 及び兼職先 における役職名	兼職先の「太平洋種 にしん」の輸入割当 ての有無
		専 ・ 非		有 ・ 無
(6) そ の 他 の 役 員		専 ・ 非		有 ・ 無
		専 ・ 非		有 ・ 無
		専 ・ 非		有 ・ 無
		専 ・ 非		有 ・ 無
		専 ・ 非		有 ・ 無
		専 ・ 非		有 ・ 無
(7) 専 従 の 職 員 数	名	(8) 決算時期 月 ～ 月		
(9) 「太平洋種にしん」の担当の 役員及び職員の氏名	(担当役員氏名)		(担当職員氏名)	
(10) 株主構成 〔持株数の順 上位5名を 記載〕	氏 名	持株数	持株数の総株数 に占める比率	企業である場合に は、「太平洋種にしん」の輸入割当ての 有無
			%	有 ・ 無
			%	有 ・ 無
			%	有 ・ 無
			%	有 ・ 無
			%	有 ・ 無
(11) 本輸入発表に基づき商社割当 て若しくは先着順割当てを申 請している他の法人又は個人 (既に割当てを取得した者を 含む。)と支配関係にないこと の確認 〔①～④について確認の上、全ての □にチェック(☑)すること〕	☐	①「発行済株式総数若しくは出資総額の2分の1超を直接若しくは間接 に保有又は出資する関係」にないこと。		
	☐	②「役員総数の2分の1超を他の申請者の役員又は職員が兼ねる関係」 にないこと。		
	☐	③「同一の法人又は個人に直接若しくは間接に支配される関係」にない こと。		
	☐	④「これら関係と同視し得る関係があると認められる関係」にないこと。		
(12) 「太平洋種にしん」の輸入 代金の決済方法 〔①、②、③、④のいずれか に○をつけること〕	① L / C (開設銀行 : 開設依頼人 :) ② T / T ③ B / C ④ その他			
(13) 国 内 販 売 予 定 先	社 名	種 別	数 量	

(以下は記入しないこと)

法人登記	可・否	役員構成	可・否〔親会社〕	ホルダー 非ホルダー
独立の事務所	可・否	株主構成	可・否〔親会社〕	ホルダー 非ホルダー
専従の役職員	可・否			
独立の会計処理	可・否	判定	可・否	1 会社としての実体なし 2 他のホルダーの支配あり

- (注) 1 (5)、(6)及び(7)の欄における「専従」とは、他社の役員又は職員を兼務しておらず、当該企業の職務のみに従事することをいう(ただし、兼務先において、非常勤かつ無給の場合は専従とみなす。)
- 2 (13)の欄における種別には、加工業者、卸売業者、仲卸業者、小売業者、飲食店、その他の別を記載すること。
- 3 用紙は、A列4番縦長とすること。
- 4 (6)及び(13)の欄については書ききれない場合は別紙にしてもよい。

〔添付書類(各1部)〕

① 法人の場合

(株式上場会社)

- ・ 直近1か年の有価証券報告書(なお、ホームページに掲載されている場合には、そのアドレスを記した書類により代用することができる。)

(その他の法人)

- ・ 法人の登記簿謄本の写し(申請日より3か月前までに発行されたものに限る。)
- ・ 事務所建物の不動産登記簿謄本の写し又は賃貸借契約書の写し
- ・ 法人税に係る直近の確定申告で税務署に提出し、受領された確定申告書のうち別表一の写し(電子申告の場合は税務署の電子申告済表記があること、又は送信データ受付完了画面などの写しを添付のこと。)
- ・ 直近1か年の決算報告書

※ 商社割当て(実績割当て)を申請する場合であって、申請受付日から9か月以内に合併する等の理由により、他の商社割当て(実績割当て)の申請者と一時的に支配関係(「発行済株式総数若しくは出資総額の2分の1超を直接若しくは間接に保有又は出資する関係」、「役員総数の2分の1超を他の申請者の役員又は職員が兼ねる関係」、「同一の法人又は個人に直接若しくは間接に支配される関係」及び「これら関係と同視し得る関係があると認められる関係」をいう。)となるときは、当該申請者と支配関係にあることを証する書類及び当該期間内に合併等を行う旨を証する書類を提出すること。

⑤ 法人以外の場合

- ・ 申請者本人の住民票の写し(申請日より3か月前までに発行されたものに限る。)
- ・ 事務所建物若しくは自宅の不動産登記簿謄本の写し又は賃貸借契約書の写し
- ・ 所得税確定申告書等の写し又は所得証明書の写し

ただし、今回提出する添付書類について、当該申請日から1年以内の他の輸入割当申請時に、既に提出しているものと同一の場合には、当該書類については、他の輸入割当申請時に提出した旨(「輸入割当品目」、「割当方式」及び「割当申請日」を必ず記載のこと)を記載した理由書により代用することができる。

誓 約 書

経済産業大臣 殿

申請者名
記名押印
又は署名
資 格

令和 2 年 2 月 2 8 日付け輸入発表第 2 0 号に基づき行う本先着順割当ての申請に係る キロの太平洋種にしんについては、提出した輸入契約書の履行として、既に漁獲を終え、輸入契約の最終条件について輸出者と合意済みのものであり、上記輸入発表等関係法令の規定に従い、全量確実に日本に輸入するものであることを誓います。

なお、正当な理由なくして上記誓約に違反した場合には、次回以降の「太平洋種にしん」の先着順割当てについて、いかなる取扱いを受けても異存ございません。

（注）用紙は、A 列 4 番縦長とすること。

〔別紙様式 4〕（商社割当て追加申請用）

「太平洋種にしん」輸入割当消化状況報告書

住 所
会 社 名

（令和 年 月 日現在）

単位：k g

区 分		割 当 方 式	商社割当て（追加申請分）
① 輸入割当年月日			
② 輸入割当証明書番号			
③ 輸入割当数量			
④ 輸入承認数量			
⑤ ④÷③＝％			
輸 入 通 関 実 績	令和 2 年 3 月分		
	4 月分		
	5 月分		
	6 月分		
	7 月分		
	8 月分		
	9 月分		
	1 0 月分		
	1 1 月分		
	1 2 月分		
⑥ 合 計（令和 2 年 3 月 ～令和 年 月）			
⑦ 輸入消化率 （⑥÷③＝％）			

（注）用紙は、A 列 4 番横長とすること。

「太平洋種にしん」の輸入通関実績報告書

割当証明書番号	PH - (AE) - 19 -
割当方式 (該当を○囲み)	商社・先着順
割当日	年 月 日
割当数量 (KGS) (A)	

提出年月日 _____

住所 _____

会社名 _____

担当者名 _____

電話 _____

F A X _____

単位：k g

年	通関実績												年計	累計	残量	消化率 (%)
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	(1~12月)	(B)	(A)-(B)	(B)/(A)
														(前年からの累計)		
														(前々年からの累計)		

有効・失効の別 (該当を○囲み)	有効 ・ 失効
---------------------	---------

※先着順割当てにあつては、次の2種類の書類を添付してください。

輸入承認証 (I/L) の写しの添付 (無の場合は理由を記入のこと)	有 ・ 無 ()
対外決済を証する書類の添付 (無の場合は理由を記入のこと)	有 ・ 無 ()

※失効とは次のいずれかの場合

- ①割当数量全量を消化した (消化率100%) 場合
- ②I/Lの有効期限が到来した場合

※各月の輸入の有無にかかわらず、輸入割当てを受けた日の属する月の翌月から10日までに郵送にて提出してください。

※失効の場合、翌月以降の提出は不要です。

提出先：〒100-8901 東京都千代田区霞が関1-3-1 経済産業省貿易経済協力局 貿易管理部農水産室 水産班宛て

(注) 用紙は、A列4番横長とすること。

〔別紙様式 6〕

令和 年 月 日

経済産業大臣 殿

申請者名
記名押印
又は署名
資 格

下記の者は当社の社員であることを証明し、令和 2 年 2 月 2 8 日付け輸入発表第 2 0 号に基づく、「太平洋種にしん」の輸入割当てを申請します。

なお、下記の者が当社の社員以外の者と判明した場合には、いかなる措置を講じられても異存ありません。

記

役職名

氏 名

（注）用紙は、A 列 4 番縦長とすること。

対外決済を伴う取引であることの誓約書

経済産業大臣 殿

申請者名
記名押印
又は署名
資 格

令和2年2月28日付け輸入発表第20号に基づく「太平洋種にしん」の輸入割当てが、原則として対外決済を伴う取引を対象としていることを認識しており、商社割当て（実績割当て）の申請者の資格である過去の「太平洋種にしん」の商社割当て（実績割当て）に基づく自己の名と計算において輸入通関した実績は、対外決済を伴う取引であることを誓います。また、当該「太平洋種にしん」全量に係る代金の対外決済の事実を証する書類を保管し、依頼に応じて速やかに提出することを誓います。

なお、正当な理由なくして上記誓約に違反した場合には、次回以降の「にしん」の商社割当て（実績割当て）について、いかなる取扱いを受けても異存ございません。

（注）用紙は、A列4番縦長とすること。

令和元年度「太平洋種にしん」需要者割当て発注限度内示書発給要領

令和元年度「太平洋種にしん」の輸入割当てについての輸入発表（令和 2 年 2 月 2 8 日付け輸入発表第 2 0 号。以下「輸入発表」という。）の 4（2）①に基づく発注限度内示書（以下「内示書」という。）の発給は、下記により行う。

記

1 内示書の発給

（1）輸入割当て限度数量

輸入割当て限度数量は、9, 2 5 0 メトリック・トンとする。

（2）内示書の発給を受ける資格

本要領により水産庁長官から内示書の発給を受ける資格を有する者は、次の団体とする。

北海道漁業協同組合連合会

北海道水産物加工協同組合連合会

全国水産加工業協同組合連合会

（3）内示書の発給申請期間

（2）の団体であって、本要領に基づく内示書の発給を受けようとする者は、令和 2 年 3 月 1 3 日までに書面（発注限度内示書発給申請書）によりその旨を水産庁長官に通知すること。

（4）内示書発給後の提出書類

本要領により水産庁長官から内示書の発給を受けた者（以下単に「内示書の発給を受けた者」という。）は、遅滞なく、配分先計画書（別紙様式 1）及び発注先計画書（別紙様式 2）を水産庁長官に提出しなければならない。提出後に変更が生じた場合についても、遅滞なく、変更後の別紙様式 1 及び別紙様式 2 を提出すること。

（5）内示書の発給を受けた者が内示書を返納しようとするとき、又は内示書の内容に意見があるときは、速やかに書面によりその旨を水産庁長官に通知すること。

2 発注方法等

内示書の発給を受けた者は、次の方法で発注を行わなければならない。

（1）加工業者等の要望等に基づきつつ、加工原料として使用するための発注であることを明確にした上で輸入商社等に対して発注を行うこと。

（2）発注を行うに当たっては、発注を受ける者が自ら輸入通関することが確実であると認められる者であることを、有価証券報告書又は法人の登記簿謄本等により確認すること。また、過去に同一の品目に係る輸入発表に基づき需要者割当てを受けた者に発注する場合、当該需要者割当てに係る輸入通関実績があることを確認すること。

（3）発注を受ける者が、前々年度に本要領と同一の品目に係る輸入発表に基づき需要者割当てを受けた者であって、かつ、当該需要者割当てを受けた日から令和元年 1 2 月末日までの輸入通関実績（消化実績）が当該需要者割当ての 8 0 % 未満であるときは、そのことに自然災害（不漁を除く。）などの申請者の責によらない合理的な理由がないと認められる場合、今年度の発注数量は当該輸入通

関実績（消化実績）を上限としなければならない。

3 実績報告

- (1) 内示書の発給を受けた者は、毎年1月、4月、7月及び10月の各月15日までに、提出月の前3ヶ月分の輸入通関実績に関する次の報告書類を持参又は郵送で水産庁に提出すること。
- ① 輸入通関実績報告書（別紙様式3）
 - ② 累計輸入通関実績報告書（別紙様式4）
 - ③ 輸入通関実績がある場合にあっては、当該輸入通関実績に係る輸入承認証の写し
 - ④ 輸入通関実績があり、かつ、電子申請を行っている場合にあっては、輸入承認証付属の月別裏書実績の写し
- (2) 内示書の発給を受けた者は、毎年4月15日までに、前年1年間（1月から12月まで）の発注先別販売実績について、販売実績報告書（別紙様式5）により水産庁に報告すること。

4 提出先

水産庁長官又は水産庁に提出しなければならない書類の提出先は、次のとおりとする。

水産庁漁政部加工流通課 水産物貿易対策室 輸入割当て担当

住所 〒100-8907 東京都千代田区霞が関1-2-1

電話番号 03-3502-4190

FAX番号 03-3508-1357

5 その他の事項

- (1) 内示書の発給を受けた者は、当該内示書に係る輸入品の取扱いについて水産庁長官の指示に従わなければならない。
- (2) 本要領に基づいて提出された報告書の内容については、本要領に係る輸入発表に基づいて公表するため、水産庁から経済産業省貿易経済協力局貿易管理部貿易審査課農水産室に提供する。

別紙様式1

令和 年 月 日

水産庁長官 殿

団体名 印

令和元年度「太平洋種にしん」需要者割当て
配分先計画書

[illegible]

配分先は加工業者単位で記入する。数量未定の場合は概数で記入する。

別紙様式2

令和 年 月 日

水産庁長官 殿

団体名 印

令和元年度「太平洋種にしん」需要者割当て
発注先計画書

[illegible]

輸入通関実績報告書

報告年月日

担当者名

電話番号

FAX番号

メールアドレス

[illegible]

30

報告年	年(1-12月合計)	報告年月日
団体名		担当者名
割当方式	需要者割当て	電話番号
品目名		FAX番号
単位		メールアドレス
割当年度	年度	

※販売実績は加工業者単位で記入する。

令和元年度「太平洋種にしん」海外水産開発割当て認定書発給要領

令和元年度「太平洋種にしん」の輸入割当てについての輸入発表（令和 2 年 2 月 28 日付け輸入発表第 20 号。以下「輸入発表」という。）の 4（3）①に基づき海外水産開発割当てを申請する資格を有する者として認める書類（以下「認定書」という。）の発給は、下記により行う。

記

1 認定書の発給数量及び申請方法

（1）原産地及び輸入割当限度数量

本要領に基づき輸入しようとする「太平洋種にしん」の原産地は効果的で持続可能な保存管理措置に則り資源開発が行われている次の国とし、その輸入割当限度数量は 16,500 メトリック・トンとする。

アメリカ合衆国

（2）認定書の発給を受ける資格

本要領により水産庁長官から認定書の発給を受ける資格を有する者は、（1）の原産地の政府機関が認める漁業管理団体又は水産物輸出団体によってその輸出取引先であると認められている者とする。

（3）申請書類

認定書の発給を申請する者は、（4）の期間内に次の申請書類を水産庁に提出すること。

- ① 海外水産開発割当て認定書発給申請書（別紙様式 1）（1 通）
- ② 本要領に基づき初めて申請する者にあつては、自身に該当する次のいずれかの書類
 - ア 法人の場合：法人の登記簿謄本の写し
 - イ ア以外の場合：申請者本人の住民票の写し
- ③ 2（1）の者のうち、本要領に基づき初めて申請する者にあつては、過年度の輸入割当てによる輸入通関実績等の報告（別紙様式 2）
- ④ 代理者が申請手続を行う場合は、委任状。なお、一人の代理者が複数の申請を取りまとめて申請することを認める。

（4）認定書の発給申請期間

本要領に基づく認定書の発給を受けようとする者は、令和 2 年 4 月 18 日から令和 2 年 10 月 17 日まで（ただし、行政機関の休日（行政機関の休日に関する法律（昭和 63 年法律第 91 号）第 1 条第 1 項各号に掲げる日をいう。）を除く。）の午前 10 時から午後 5 時までに申請書類を持参又は郵送で水産庁に提出すること。

2 申請限度数量及びその認定

認定は、1（1）の輸入割当限度数量に達するまで申請順に行い、認定したときは申請した者に対して認定書を発給する。申請1回当たりの申請限度数量は、次のとおりとする。

（1）平成16年度以降の本要領と同一の品目の輸入発表に基づく需要者割当て、漁業者割当て又は海外水産開発割当てによる輸入通関実績を有する者であって、500メトリック・トンを超える数量を申請する者

- ① 申請1回目は、輸入通関数量の合計が最も多い割当年度の輸入通関数量に1.2を乗じた数量を限度とする。
- ② 申請2回目以降は、①により計算される申請限度数量から本要領に基づく申請で既に認定された数量（2回以上の認定を受けている場合はその累計の認定数量）を差し引いた数量（以下「残余申請限度数量」という。）を限度とする。
- ③ 申請2回目以降に、残余申請限度数量が500メトリック・トン以下で、当該数量を超える数量の申請を希望する場合は、本要領に基づく申請で既に認定された数量の80%以上を既に通関している者に限り、500メトリック・トンを限度とする。

（2）（1）以外の者

- ① 申請1回目は、500メトリック・トンを限度とする。
- ② 申請2回目以降は、①の数量から本要領に基づく申請で既に認定された数量（2回以上の認定を受けている場合はその累計の認定数量）を差し引いた数量を限度とする。ただし、本要領に基づく申請で既に認定された数量の80%以上を既に通関している者に限り、500メトリック・トンを限度とする。

3 実績報告等

（1）認定書の発給を受けた者は、毎年1月、4月、7月及び10月の各月15日までに、提出月の前3ヶ月分の輸入通関実績に関する次の報告書類を持参又は郵送で水産庁に提出すること。

- ① 輸入通関実績報告書（別紙様式3）
- ② 累計輸入通関実績報告書（別紙様式4）
- ③ 輸入通関実績がある場合にあっては、当該輸入通関実績に係る輸入承認証の写し
- ④ 輸入通関実績があり、かつ、電子申請を行っている場合にあっては、輸入承認証付属の月別裏書実績の写し
- ⑤ 輸入通関実績があり、かつ、当該輸入通関実績に係る品目が第三国の保税地域内で加工された後、我が国に搬入された場合にあっては、加工に関して交わされた委託加工契約書の写し
- ⑥ 船積地域に1（1）の原産地以外の地域を含む場合にあっては、輸入許可通知書の写し

（2）認定書発給後に、認定書発給申請書において記載した船積地域の記載を変更する場合、当該認定書の原本、認定書内容変更申請書（様式は任意。申請者名により変更内容及び変更理由を記載すること。）及び必要に応じ変更理由を証する書類を水産庁に提出すること。

4 提出先

水産庁長官又は水産庁に提出しなければならない書類の提出先は、次のとおりとする。

水産庁漁政部加工流通課 水産物貿易対策室 輸入割当て担当

住所 〒100-8907 東京都千代田区霞が関1-2-1

電話番号 03-3502-4190

FAX番号 03-3508-1357

5 その他の事項

- (1) 認定書の発給を受けた者は、当該認定書に係る輸入品の取扱いについて水産庁長官の指示に従わなければならない。
- (2) 申請者の社員等又は申請者の代理者以外の者による申請、同一の申請者名による重複申請、申請書類の偽造その他申請手続きの不正が判明した場合は失格とし、本要領に基づく認定書の発給は行わない。
- (3) 発給された認定書に基づく輸入割当てによる輸入通関実績が無い場合、来年度以降は認定書を発給しないことがある。
- (4) 本要領に基づいて提出された報告書の内容については、本要領に係る輸入発表に基づいて公表するため、水産庁から経済産業省貿易経済協力局貿易管理部貿易審査課農水産室に提供する。

別紙様式 1

水産庁長官 殿

申請年月日
申請者名
住 所
電 話 番 号

印

令和元年度「太平洋種にしん」海外水産開発割当て認定書発給申請書

令和元年度「太平洋種にしん」海外水産開発割当て認定書発給要領（令和2年2月28日付け元水漁第1292号）に基づき、認定書を発給されたく、下記のとおり申請します。

記

1 今回の申請数量（いずれか該当する方の口をチェックし、各MTを記入する。）

☐ 申請 1 回目

かつ、 ☐ 要領の2（1）①に該当： _____ MT（申請限度数量： _____ MT）

☐ 要領の2（2）①に該当： _____ MT（申請限度数量：500MT）

☐ 申請 2 回目以降

かつ、 ☐ 要領の2（1）②又は（2）②に該当： _____ MT
（申請限度数量：申請1回目の申請限度数量－本要領に基づく申請で既に認定された数量（※））

☐ 要領の2（1）③又は（2）②のただし書に該当： _____ MT
（申請限度数量：500MT）

※本要領に基づく申請で既に認定された数量について次の表に記入する。

（要領の2（1）③又は（2）②のただし書に該当する者にあつては「*」欄も記入する。）

認定番号	認定書発給日	認定数量（MT）	* 輸入通関数量（MT）	* 消化率（%）
番	年 月 日			
番	年 月 日			
番	年 月 日			
合計				

2 原産地

3 船積地域（該当する口を全てチェックする。）

☐ 2 の原産地

☐ 2 の原産地以外の地域

（地域名のほか、当該地の保税地域内で加工予定（可能性含む。）があれば、その旨以下記入する。）

別紙様式 2

水産庁長官 殿

申請年月日
申請者名
住 所
電話番号

印

過年度の輸入割当てによる輸入通関実績等の報告

令和元年度「太平洋種にしん」海外水産開発割当て認定書発給要領（令和2年2月28日付け元水漁第1292号）に基づく認定書発給申請に当たり、要領の2（1）①を申請するため、数量決定の根拠となる、平成16年度以降の本要領と同一の品目の輸入発表に基づく需要者割当て、漁業者割当て又は海外水産開発割当てによる輸入通関実績の合計及びこれより計算される申請限度数量を下記のとおり報告します。

記

1 過年度の輸入割当てによる輸入通関実績

（1）割当年度
年度

（2）輸入通関数量

割当方式	輸入割当証明書番号	輸入通関数量（MT）
割当て		
割当て		
割当て		
割当て		
割当て		
割当て		
割当て		
割当て		
合計		

2 申請限度数量

（「1 過年度の輸入割当てによる輸入通関実績」の合計に1. 2を乗じた数量を記入する。）

_____ MT × 1. 2 = _____ MT

輸入通関実績報告書

報告年月日

担当者名

電話番号

FAX番号

メールアドレス

割当年度 年度

[illegible]

38

累計輸入通関実績報告書

メールアドレス

※2 報告対象年度は、当年度を含む直近3ヶ年度とする。